

# 東海支部の現状と展望

## 第1 東海支部の現状について

平成16年度東海支部長 今崎 一司

### 1. まえがき

パテント誌編集委員会から、昨年9月号で特集した「関西は今」に続く特集企画として「東海は今」を企画したいという連絡が1月下旬に東海支部にあった。そこで、東海支部の正副支部長会で検討した結果、「全国支部化」が話題になっている昨今の弁理士会において、「東海支部は今～全国支部化へのメッセージ～」を主たるテーマとして特集企画に対応することとした。本稿における「東海支部の現状と展望」は、そのうちの一つの記事である。



ところで、東海支部は、平成9年1月31日に近畿支部に次いで日本弁理士会の2番目の支部として設立され、本年度で8年目を迎えたところである。

設立当初は、東海支部の管轄する5県（愛知、岐阜、三重、静岡、長野）で190名余の会員であったが、8年経過した現在では、380名余の会員が在籍している。また、東海支部では、日本弁理士会会則第115条第1項の規定に基づいて定められた東海支部規則（会令第21号）第4条に基く「支部の事業」として、支部会員の指導、連絡及び監督、本会から委任された事項の実行及び本会との密接な連絡等の他に、知的財産権制度の普及に関する事項も定められている。このため、東海支部では、対内的な活動だけではなく、対外的な活動も活発に行っている。以下、東海支部の特徴的な活動状況の現状について簡単に説明する。

### 2. 対内的活動について

#### （支部組織）

別稿の「東海支部活動の全般的説明」の「2. 対内的活動」の欄にも記載されるように、東海支部の組織として、支部総会、幹事会、正副支部長会、4つの委員会で支部の事務を執行し、活動を行っている。そして、上記の組織に直接的に関与している支部会員は、380名中の60名余りであり、毎年60名の支部会員を支部組織の委員等に選任し、さらに、本会の委員会等にも支部会員から選任しなければならない。しかし、380名の支部会員全員が弁理士会及び東海支部の活動に参加してくれるわけではなく、世間一般の組織体の三割活動説？と同じで、本会及び支部の活動に参加してくれる支部会員は、多く見積もっても130名前後であるような印象を受けている。このため、多くの支部会員が毎年何らかの委員会の委員として継続的に選任され、あるいは複数の委員会の委員として重複して選任されているのが実情であり、この点は、本会における会員の活動状況と変わらないと思う。

#### （東海支部オリエンテーション）

しかし、主として会員数の多い東京をバックグラウンドとしている本会と異なり、少ない会員数の東海支部を将来にわたってスムーズに運営するためには、近年の増加する合格者を支部活動若しくは本会の活動に積極的に関与してもらう必要がある。この意味で東海支部としては、新規合格者を対象として、弁理士会及び東海支部の組織・活動等について説明し、登録後に積極的に弁理士会あるいは東海支部の委員会において活動していただきたい旨を新人にアピールするために「東海支部オリエンテーション」を弁理士試験最終合格者発表直後の12月中旬頃に開催している。この東海支部独自の事業を行うことにより、近年、支部事業等への新人の参加が多くなっている。

**(静岡フォーラム・長野フォーラム)**

また、上記したように、東海支部は5県を管轄する組織であるが、5県のうち、愛知・岐阜・三重は、比較的交通の便もよく一つの地域として活動する点にあまり支障もない。しかし、静岡・長野の両県は、名古屋から100km以上離れているので、支部執行部と両県在住会員との間の交流が疎になることを考慮して、両県で年に1回ずつ支部執行部と両県在住会員との間の情報交換会（これを静岡フォーラム・長野フォーラムと称している。）を行っている。

しかし、この静岡フォーラム・長野フォーラムは、単に支部執行部と在住会員との情報交換だけであり、両県における外部関連機関への東海支部の存在をアピールするものではないため、さらにこれを発展させて東海支部と在住会員と当該県の外部関連機関との情報交換会にすることが望まれる。

**(常設無料相談)**

本会及び近畿支部と同様に、東海支部においては名古屋分室において平日の午後1～4時まで無料特許相談室を常設している。ただし、東海支部独自の方式として、この無料相談は、支部会員の義務として行っている点であり、特別の理由がない限りすべての支部会員に相談員をしていただくということを原則としている。このため、遠方の静岡や長野の支部会員でもわざわざ名古屋分室まで来ていただいて相談員として活躍していただいている。したがって、この常設無料特許相談に相談員として出席していただいている支部会員は、支部会員全体の7割程度に達していることになる。このことは、支部会員の過半数以上が社会貢献に対してある程度の理解があるということを示しており、この支部会員の意識が高いということが東海支部の貴重な財産となっていると考える。

**3. 対外的活動について****(他士業との連携)**

愛知県・岐阜県において、それぞれ「9士業10団体からなる名古屋自由業団体連絡協議会」、「11士業11団体からなる岐阜士業連絡協議会」に加盟し、それぞれの協議会で毎年開催される「よろず相談会」に相談員を派遣している。特に、名古屋自由業団体連絡協議会においては、上記のよろず相談会以外に、各士

業の新入会員の名刺交換会として開催される「フレッシュマンフォーラム10」に新入会員を約10名程度派遣して他士業との交流を行っている。この交流は、若い士業同士の交流を新人のうちに経験してもらい今後の仕事の糧にしてもらおうという意図のもとに実行されており、東海支部の新人会員からは好評を博している。

**(五機関懇談会)**

産業財産権に関する機関である、当支部と中部経済産業局産業技術課、愛知県産業技術課、名古屋市産業振興課、及び（社）発明協会愛知県支部の五機関で毎年2～3回懇談会を開催し、情報交換会を行っている。現状においては、それぞれの機関で行なうセミナー等に対する宣伝を各ホームページ等で掲載してもらったり、あるいは各機関が行なうセミナー等の講師を依頼されたりしている。また、各機関からの講師依頼に対しては、日本弁理士会東海支部の共催、後援等の名義を入れてもらい弁理士会が地方でも活躍している旨をアピールしている。

また、この五機関懇談会との関連で、特に愛知県における知的財産戦略会議への参加（具体的には戦略会議及びワーキンググループへの委員の派遣）、あるいは当該会議が策定した「あいち知的財産創造プラン」を実施するために設置された「あいち知的財産創造プラン推進協議会」へも参画し、積極的に愛知県の知財戦略に東海支部として関与している。

ただし、東海支部の活動拠点が名古屋市にあるため、どうしても愛知県に対する関与度合いが高くなる傾向にあり、愛知県以外の東海支部管轄内の県の行政機関等に対する関与が今後の問題でもある。

**(発明の日・弁理士の日)**

発明の日を記念して行われる特許庁・中部経済産業局主催の「発明の日わくわくフェア」への参加、及び弁理士会が全国で展開している「弁理士の日」の全国一斉無料特許相談会の開催については、別稿で説明されているため、それを参照していただければ内容を理解していただけると考えるが、これらを開催するためにそれぞれの事業に担当委員会の委員だけではなく、委員以外の若手会員やベテラン会員の協力を仰いでいる。

### （東海支部独自の行事）

東海支部独自の行事として、休日パテントセミナー、教育機関への知的財産支援事業、支部開設日記念セミナー等がある。これらの内容については、別稿で説明されているため、それを参照していただければ内容を理解していただけると考えるが、これらの独自事業を行なっているために、少なくとも愛知県における日本弁理士会東海支部や弁理士の知名度は確実に向上していると考えられる。このことは、中部経済産業局や愛知県等の行政機関、財団・社団法人又は商工会議所等の公的機関から東海支部への相談員・講師派遣依頼がここ2～3年で飛躍的に多くなり、本年度（平成16年度）は19機関からの依頼があった。そして、これらの依頼に対して東海支部は依頼先機関に近い支部会員に対して優先的に公募をかけ、多くの場合、この公募により依頼案件に対する要望を満たすことができた。特に、会員数の少ない三重県（5名）における依頼案件2件で延べ3コマの講義に対してもすべて三重県の会員だけで実行され依頼先から感謝されていることに鑑みると、会員数が少なくても地域の会員が地域に密着した知財活動を行うことができるものであり、要は会員個人々の社会貢献に対する心構えの問題でもあるように思われる。

上記した東海支部独自の活動も、静岡における静岡在住会員による「休日パテントセミナー」を除いて、愛知県で行なわれており、他の県での独自活動が極めて少ない点が問題として残っている。

## 4. 東海支部の現状から見た全国支部化へのメッセージ

上記したように、東海支部では設立から8年を経過した現時点で多くの対内的活動及び対外的活動を実行することができるようになってきた。これらの実行には、多くの支部会員の協力があって初めてできることが明らかであり、そのためには、支部会員個人々の社会貢献に対する意識を高める必要がある。東海支部では支部会員の意識を昂扬させるための方策をいろいろ行なっているが未だ不十分である。会員の多くは日頃の仕事に忙殺されて弁理士会又は支部の会務活動や社会貢献活動まで手が回らないというのが実情であると思うが、いくら忙しくても1カ月に1日程度は会務活

動や社会貢献活動を行なえるように日頃の仕事を詰めることは誰でも可能であると考え。特に、社会貢献活動を行なうことは知的財産権に関し所定の専権を付与されている弁理士の国民に対する責務であると考えべきではないか。

そうは言っても、日本弁理士会が進めている経済産業局単位で全国を支部化したときには、数千人の支部会員を擁する関東支部（東京支部？）から20～50名の支部会員が在籍する支部まで存在することになるが、少なくとも東海支部では400名弱で上記した活動を行うことができるのであるから、東海支部よりも大きな支部は、支部を作りましたと外部に向けてアピールするだけで各地域にある行政機関、公的機関、教育機関等から弁理士会の協力を得たいという申し入れが徐々に増加することが考えられ、また、それらが増加しても十分に対応することができる。可能であれば、神奈川県のように1つの県で300名以上の弁理士が居る場合には、独立した支部を設立することにより一層地域に密着した活動を行うことができると考えられる。

一方、20～50名の支部会員しか在籍しない支部においては、当然のことながら東海支部や近畿支部のような活動を行なうことは無理であると考えられるが、支部設立当初は、例えば、支部の事務局で隔日に無料特許相談を行なうとか、あるいは発明の日や弁理士の日等に数コマのセミナーを開催する等、支部の規模に沿った事業を行なえばよいと考える。特に、東海支部の経験から言えば、無料のセミナーを行なうことは、弁理士会の知名度を向上させる効果があるような印象を受けている。そして、徐々に支部の活動が活発化して、支部の会員だけで支部活動がスムーズに行なえない場合には、本会の支援センター等の協力を仰げばよい。

いずれにしても、全国を支部化することによるメリットは、地域に密着した知財サービスを弁理士会及び弁理士が提供することができるということであり、そのことが弁理士会及び弁理士の社会的な地位や認知度を高め、それによって国民からの支持を受けて弁理士制度を末永く存続させるものと考え。この意味で、近畿支部及び東海支部の管轄地域以外で活動している会員の先生方には、是非、支部化を目指して頑張るべきだというメッセージを送りたいと考えます。

## 第2 東海支部の展望について

平成17年度東海支部長 藤谷 修

### 1. はじめに

東海支部は、平成17年度には、支部設立9年目を迎える。この間、多くの対外的事業、対内的事業がなされてきたが、次の10年を迎えるに当たり、各事業目的を明確にしておく必要がある。対外的活動としては、各県からの知的財産に関する支援の要請や、各県に対する対応が増加する。また、東海支部独自の対外的活動も、各県単位で開催される必要がある。各県において、弁理士会の主催する対外的活動が行われ、県民に広く、弁理士会の存在や弁理士の社会貢献活動が認識されることに、対外的活動の意義がある。



対内的問題として、支部会員の急激な増加と、会員の平均登録経過年数の急激な低下の問題がある。平成9年の支部設立当初の支部会員数は199名であるが、今では、382名である。ここ数年の支部会員の増加傾向は大きく、10年後には、900名程度になっていると予測される。この急速に増加する登録年数の若い会員に対して、支部活動への参画の動機付けを如何にすなすかが課題である。このことに成功すれば、東海支部の拡大する活動は、将来に渡って円滑に推移する。

知的財産推進計画の実施に伴い、東海支部には多くの支援要請があると共に、弁理士としての使命感をもった東海支部独自の対外的活動も益々増大する。

これらの要請に答え弁理士としての責務を果たした時、弁理士としての社会的評価を得ることができる。

### 2. 支部活動の精神的源泉

東海支部が行う対外的事業の根拠は、弁理士法が第56条第2項に規定する「弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、(中略)ことを目的とする。」である。つまり、対外的活動は、「弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業

務の改善進歩を図るため」を法的根拠にして、行われているのである。知的財産基本法や知的財産推進計画において、国、地方公共団体、大学やその他の教育機関等の知的財産の創造、保護及び活用に関する責務が規定され、その実施計画が策定されている。これらの多くの実施事項に対して、知的財産の専門家である弁理士が関与すること、知的財産の創造から活用までのサイクルに一貫して関与すべきことが、社会から要請されている。

いま、これらの社会の強い要請に弁理士会や弁理士が答えずに、過ごすとする、弁理士の専権の維持は難しく、弁理士という資格そのものに対する社会の評価も厳しいものとなるであろう。

これらの社会から要請された責務を弁理士が果たすことにより、弁理士の品位が保持され、弁理士業務の改善進歩が図られ、産業の発達に寄与し、もって、社会において名誉ある地位を占め得るのである。人間には、自己の職業に関して誇りを持ち、社会から評価され、社会において存在価値を得たいという本能がある。

支部活動の源泉はここにあると考える。

### 3. 対外的活動に関する展望

東海支部は、支部設立後、時間をかけて、マンパワーの増大と共に、着実に対外的事業を拡大してきた。ここ数年は、知的財産基本法や知的財産推進計画などの国策もあって、東海支部の現状において記載されているように、東海支部は多くの対外的活動を実施してきている。たとえば、平成16年度についてみると、支部地域において実施された公的機関から東海支部へ要請された講演は、61講座、延べ人数68名、これに、東海支部が主催した講演会の19講座、20人を加えると、全体として、東海支部から、80講座の88名が、知的財産に関する講演に関与したことになる。これは支部会員の22%に当たり、全会員ベースに換算すると、弁理士会の事業として、1430人が講演に関与したことに相当する。

このように、東海支部は、官公庁大学小中高から多くの講演依頼を受けている。しかし、これらは愛知県が主たるものである。知的財産推進計画の各県における実施や、地方経済産業局毎に設置される地域知財戦略本部が独自に策定する地域知財戦略推進計画の実施に伴い、東海支部に属する各県からの要請が、必然的

に増加してくる。

したがって、東海支部は、各県毎に知的財産推進計画の実施に必要な協力を遂行することが社会から要請されることになる。また、東海支部は、各県毎に、弁理会としての独自の対外的活動を行うことが必要となる。このために、これらの活動を円滑に実行するために、組織論として各県委員会や地区会の設置が必要となる。

その他、知的財産推進計画にも挙げられているように、日本の産業再生のためにも、中小企業やベンチャーの知的財産に関する支援が必要である。知的財産基本法の本来の目的である知的財産を活用した新規産業の創成に、この分野の専門職たる弁理士が最も関与すべきものと思われる。したがって、東海支部にも、この分野の支援を円滑に実行するための対策と組織作りや制度作りが必要となる。

#### 4. 対内的活動に関する展望

東海支部会員数の推移表をみると、現在の登録経過年数別の会員数の分布は、図1のようになっている。最近の新規登録会員の増加傾向から5年後、10年後の登録経過年別の会員の分布を予測すると、図2、図3のようになる。

このグラフからも明らかのように、現在において、登録5年以下の会員が40%を越えている。5年後になると、登録10年以下の会員は65%となり、10年後には、登録15年以下の会員は75%となる。すなわち、東海支部は、現時点において、登録5年以下の会員は、半数近くに達しており、これらの会員に対する対策と、これらの会員の会務への参画が必須となってきている。また、5年後、10年後には、登録10年から15年の会員が支部の中心となることは明らかであり、その会員が支部の会務を主として負担することになる。そうであるならば、現時点において、登録経過年数の若い会員が会務を徐々に負担し、会務を自らのためになすものとするための自覚の養成や、そのための組織作りや制度作りが必須となる。すなわち、登録経過年数の若い会員を中心として、東海支部のために自らが何をすべきか、今後、どうすれば良いかを自ら検討させることが必要となる。このことは東海支部において、益々増大する社会からの要請に対応し、拡大される対外的業務を円滑に遂行することにとって極めて重要な

現在の登録経過年数別会員分布

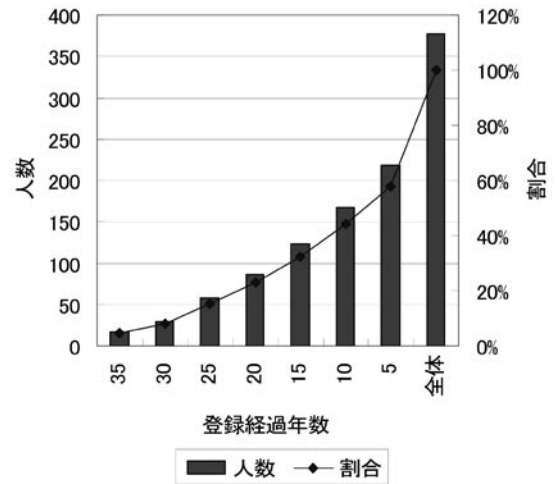


図1

平成22年(5年後)会員分布

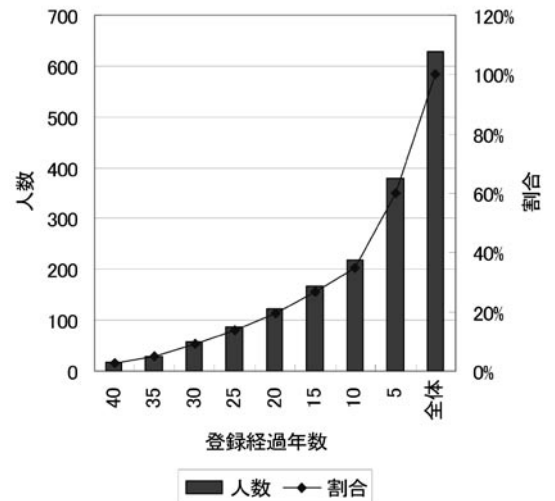


図2

平成27年(10年後)会員分布

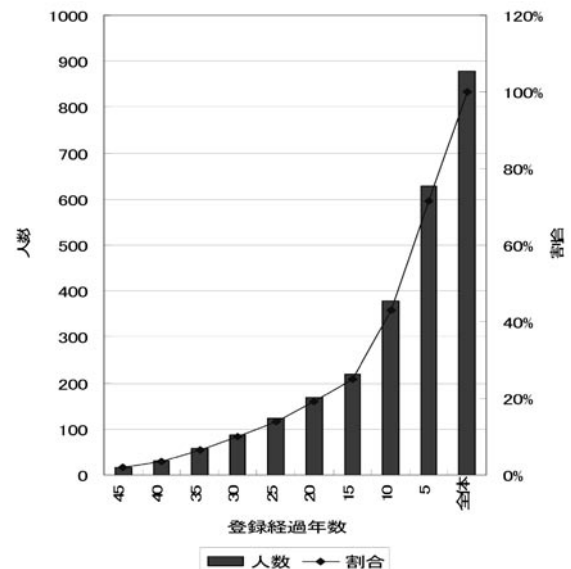


図3

問題である。

## 5. おわりに

東海支部は、経産省中部経産局特許室、愛知県、名古屋市、発明協会、それに弁理士会東海支部を加えた、五者機関懇談会を毎年2回程開催してきている。この懇談会が、東海支部が地域に密着した活動を行うことに関して、大きく寄与している。あいち知的財産創造プランの策定にあたり、知的財産戦略委員会やそのワーキンググループの委員委嘱を通じて、東海支部に意見が求められ、東海支部の提言の多くが採択されたことは、この五者機関懇談会により相互に意見の疎通を図っていたためであると考えている。平成16年度は、東海支部は、愛知県からは、あいち知的財産創造プランの実施を項目毎に検討するための委員会である4つの委員会からの委員委嘱を受け、名古屋市からは1委員会から委員委嘱を受けている。このように、東

海支部が地方公共団体からの要請に答えることができているのも、東海支部が、支部総会や幹事会の意思決定に基づき、会則や支部規則に則して、独自の事業活動を実行できる権能を有した支部組織であるからである。

いま、知的財産基本法や知的財産推進計画が行おうとしていることは、地域毎に知的財産を用いて産業を活性化させることである。日本弁理士会が社会的使命としてこの活動を支えるのであれば、各地域の事情を考慮し、各地域の会員がこれに参画するのが最も望ましい。地域密着性のある活動を円滑に無駄なく行うことを制度として組織として担保するのであれば、必然的に支部組織が必要となる。

東海支部は、既に、各県への対応と各県での独自の活動に目を向けている。より地域に根ざし、より地域の独自性のある要請に答え、弁理士としての社会的使命を果たすために。

(原稿受領 2005.3.3)